

第16回 定時株主総会 招集ご通知

2021年1月1日 —————> 2021年12月31日

Robot Home

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、**株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

なお、座席の間隔確保のため、議場は席数が限定的となりますため、ご来場いただきましても議場にご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。株主総会の所要時間につきましても、例年より短縮させていただきます。

また、当日ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年3月29日（火曜日）午後2時
受付開始 午後1時30分

開催場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目2番11号
連合会館 2階 大会議室（203・204会議室）
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号案件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第4号案件 監査等委員である取締役3名選任の件

目次

■ 第16回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	40

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第16回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。冒頭、このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者の皆さまをはじめとしたエッセンシャルワーカーの方々に、心より敬意と感謝の意を表します。

当社グループでは、テクノロジーを活用したストックビジネスへの転換及び黒字化の達成、他方で不動産投資マーケットプレイス「income club」事業の開始など、事業強化と最適化を推進してまいりました。

また、以前よりAI・IoT事業を「重要かつ戦略的な分野」と位置付け、不動産×ITを通じた様々な自社プロダクトを開発・運用してまいりましたが、昨今の外部環境変化による本格的なDX需要の到来により、DX総合支援サービスも順調に進捗しております。

以上の結果、当社グループは、通期での黒字化、前期を大きく上回る業績を達成いたしました。

このような直近の業績の動向等を踏まえ、当初公表しておりました期末配当の予想について、1株あたり1円と修正し、復配させていただくこととなりました。

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に加速する新たな価値の創出等の変化に対応し、今後もテクノロジーを通じ、世の中の期待に応え、人々の暮らしが豊かになる世界の実現を目指します。

コンプライアンス遵守を大前提としながら、全社一丸となって企業価値の向上を目指してまいります。株主の皆さまには、今後とも倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役 CEO
古木 大咲

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日時 2022年3月29日（火曜日）午後2時より
（受付開始は、午後1時30分です。）

場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番11号
連合会館 2階 大会議室（203・204会議室）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目的事項 **報告事項** 1. 第16期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

なお、株主総会終了後、当社グループの事業内容等について一層のご理解を深めていただきたく、同会場において引き続き事業説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、画面の案内に従って、各
議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに到達するようご返送くだ
さい。

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年3月29日(火曜日)
午後2時より
(受付開始は、午後1時30分です。)

1. 法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト (<https://corp.robothome.jp/>)
に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
(1) 連結計算書類の連結注記表 (2) 計算書類の個別注記表
したがって、本添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連
結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト
(<https://corp.robothome.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。

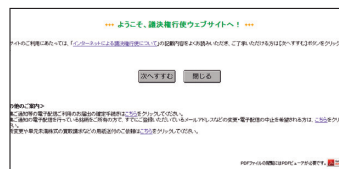
! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

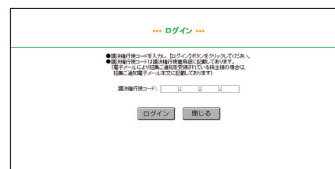
1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

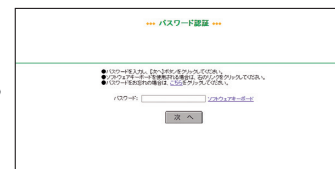
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォン又は携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの適切な利益還元を経営上の重要課題として認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案した利益還元策を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針及びストックビジネスでの黒字化の達成等を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は90,365,400円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日（水曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は働き方の多様化とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進のため、現行定款第3条（本店の所在地）を次のとおり変更するものであります。
- （1）本店の所在地を東京都渋谷区から東京都中央区に変更するものであります。
- （2）効力発生日に関する附則を設けるものであります。
- ② 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により株主総会資料の電子提供措置の制度が新設され、その規定が2022年9月1日に施行されますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- （1）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- （2）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （3）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1条から第2条（条文省略）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>第4条から第14条（条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条から第2条（現行どおり）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条から第14条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第16条から第40条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条から第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 第3条 (本店の所在地) の変更は、2022年4月1日に効力を生じるものとし、その効力発生日をもって本条は削除する。</p> <p>第3条 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3 本条第1項から第3項は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

フルキ ダイサク
古木 大咲 (1979年9月14日生)

再任

所有する
当社株式の数
39,950,000株

取締役会への
出席状況
18 / 19回
(94.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年11月 三和エステート株式会社 入社
2006年1月 当社設立 代表取締役
2016年4月 株式会社iApartment（現株式会社Residence kit）取締役（現任）
2016年6月 株式会社iVacation（現株式会社TABICT）取締役（現任）
2017年5月 株式会社iApartment（現株式会社Residence kit）代表取締役
2018年3月 当社 代表取締役CEO（現任）
2020年1月 株式会社サナス 取締役（現任）
2020年12月 一般社団法人DX不動産推進協会 代表理事（現任）

【重要な兼職の状況】
株式会社TABICT 取締役
株式会社Residence kit 取締役
株式会社サナス 取締役
一般社団法人DX不動産推進協会 代表理事

候補者とした理由

候補者は、当社創業者として16年にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に引き続き必要であることから、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものです。
3. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 2

マツゾノ カツキ
松園 勝喜 (1980年3月26日生)

再任

所有する
 当社株式の数
 一株

取締役会への
 出席状況
 19 / 19回
 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年9月 ピーシーフェーズ株式会社 入社
 2016年6月 当社 入社
 2017年3月 当社 執行役員IT技術開発本部長
 2017年5月 株式会社iApartment (現株式会社Residence kit) 取締役
 2018年3月 当社 常務取締役CTO IT技術開発本部長
 2019年3月 当社 取締役執行役員CTO
 株式会社Residence kit 代表取締役 (現任)
 2020年4月 株式会社TABICT 取締役 (現任)
 2020年12月 一般社団法人DX不動産推進協会 理事 (現任)
 2021年12月 株式会社アイ・ディー・シー 取締役 (現任)
 2022年3月 当社 取締役執行役員CDXO (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社Residence kit 代表取締役
 株式会社TABICT 取締役
 株式会社アイ・ディー・シー 取締役
 一般社団法人DX不動産推進協会 理事

候補者とした理由

候補者は、IT部門における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。また、当社子会社の代表取締役も務め経営経験も豊富です。候補者の能力、経験は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
 2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものです。
 3. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 3

フジモト カズユキ
藤本 一之 (1954年12月13日生)

再任

所有する
 当社株式の数
 一株

取締役会への
 出席状況
 19/19回
 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 同和火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社
- 2007年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員
- 2007年6月 同社 取締役執行役員
 株式会社損害保険リサーチ 社外取締役
 株式会社自研センター 社外取締役
 日本アウダテックス株式会社 社外取締役
- 2010年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 執行役員
- 2010年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員
- 2019年3月 当社 取締役執行役員コンプライアンス統括本部長
- 2020年1月 株式会社サナス 取締役（現任）
- 2020年3月 当社 取締役執行役員CCO（現任）
- 2020年6月 株式会社Residence kit 取締役
- 2021年10月 株式会社income club 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社サナス 取締役
 株式会社income club 取締役

候補者とした理由

候補者は、コンプライアンス・リスク管理部門における高い見識を有し、当社のコンプライアンス強化に寄与しています。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
 2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものです。
 3. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役3名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

スズキ ヨシカズ
鈴木 良和 (1973年4月26日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
－株

取締役会への
出席状況
19 / 19回
(100%)

監査等委員会への
出席状況
13 / 13回
(100%)

監査等委員である
社外取締役としての
在任期間
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録
柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）
入所
2005年2月 シティユーワ法律事務所 入所
2009年1月 同所 パートナー（現任）
2011年9月 株式会社ゼロ 社外監査役（現任）
2020年3月 当社 取締役（監査等委員）（現任）
2021年6月 株式会社東日本銀行 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】
シティユーワ法律事務所 パートナー
株式会社ゼロ 社外監査役
株式会社東日本銀行 社外監査役

候補者とした理由
及び期待される役割

候補者は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わり、また他の企業の社外役員を歴任しております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、引き続き当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 鈴木良和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木良和氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所ので定める独立役員要件を満たしております。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
4. 鈴木良和氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者番号 2

所有する
当社株式の数
－株

取締役会への
出席状況
－／－回
(－%)

監査等委員会への
出席状況
－／－回
(－%)

監査等委員である
社外取締役としての
在任期間
－年

ハラ マサヒコ
原 雅彦

(1956年6月16日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 大蔵省（現財務省）銀行局調査課
2005年7月 財務省関税局総務課長
2006年8月 内閣官房行政改革推進室審議官兼行政改革推進本部事務局審議官
2008年7月 財務省大臣官房審議官
2011年6月 株式会社日本政策金融公庫 常務取締役
2012年4月 株式会社国際協力銀行 執行役員
2013年9月 オリックス銀行株式会社 顧問
2013年10月 同行 取締役兼執行役員副社長
2021年6月 同行 顧問
2021年11月 霞ヶ関キャピタル株式会社 社外取締役（現任）
2021年12月 当社 顧問（現任）

【重要な兼職の状況】
霞ヶ関キャピタル株式会社 社外取締役

候補者とした理由 及び期待される役割

候補者は、大蔵省（現財務省）並びに政府機関にて、内閣官房行政改革推進室審議官や財務省大臣官房審議官等の要職を歴任され、財政・金融分野での豊富な経験と知見を有しております。また、金融業の株式会社における役員としての経験も豊富であり、異業種から見た客観的な助言・提言、また当社の監督機能のさらなる強化へ貢献いただけると判断し選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原雅彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 原雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、原雅彦氏と顧問契約を締結しており、この契約に基づき顧問料の支払いをしておりますが、当社売上高との比較において顧問料は僅少であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 原雅彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者番号 3

アサダ ヒロシ
浅田 浩

(1967年5月2日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
－株

取締役会への
出席状況
19 / 19回
(100%)

監査等委員会への
出席状況
13 / 13回
(100%)

監査等委員である
社外取締役としての
在任期間
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年1月 ガイドー住販株式会社 入社
2009年10月 株式会社ハウスドゥ 入社
2010年10月 同社 取締役
2015年7月 同社 常務取締役 C F O 兼管理統括本部長兼経営企画室長
2017年9月 同社 専務取締役 C F O
2020年1月 株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役 (現任)
2020年3月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
2020年7月 株式会社フィット 社外取締役
2021年7月 同社 取締役 (現任)
2021年7月 株式会社 F J キャピタル 代表取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役
株式会社 F J キャピタル 代表取締役
株式会社フィット 取締役

候補者とした理由
及び期待される役割

候補者は、不動産業界における30年近い豊富なビジネス経験に基づく知見を有するとともに、東証一部上場企業の C F O として多様な資金調達で事業拡大を支え、内部統制にも精通していることから、引き続き実践的な経営管理の視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待できると判断して選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 浅田浩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅田浩氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 浅田浩氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏の間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

＜ご参考＞ 取締役候補者スキルマトリクス

本総会において、第3号議案並びに第4号議案が原案どおり承認された場合のスキルマトリクスは以下のとおりであります。

氏名	社外	独立	年齢 (注)	専門性と経験					
				企業経営	財務・ 会計・ ファイナ ンス	コンプラ イアンス ・ リスク 管理	内部統制 ・ ガバナンス	I T ・ D X	不動産
古木 大咲			42歳	○	○			○	○
松園 勝喜			42歳	○				○	
藤本 一之			67歳			○	○		
鈴木 良和	●	●	48歳	○		○	○		
原 雅彦	●	●	65歳	○	○		○		
浅田 浩	●	●	54歳	○	○		○		○

(注) 第16回定時株主総会日時点での年齢であります。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束への期待となる政府による各種政策や国内でのワクチン接種などの効果により一時的な回復基調はあったものの、変異株の急速な感染拡大などにより個人消費や経済活動の停滞等、先行きについては依然として不透明な状態が続いております。

このような状況の下、当社グループは、前事業年度より注力しているストック型ビジネスへの転換による安定的な収益の確保を進める一方、経済産業省指針に基づく「DX認定制度」における優良な取り組みを行う認定事業者への選定や不動産業界のビジネスモデルの革新を目指し一般社団法人DX不動産推進協会を設立するなど、AI・IoT等の先端技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）による不動産領域の様々なサービスを通じて多様化する生活スタイルに相応しい利便性の高いサービスの提供を進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高40億90百万円（前年同期比33.5%減）、営業利益2億99百万円（前年同期は営業損失6億64百万円）、経常利益3億55百万円（前年同期は経常損失6億94百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益3億73百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失10億7百万円）となりました。

AI・IoT事業につきましては、不動産経営の自動化を目指す賃貸住宅のIoTプラットフォーム「Residence kit」の継続的な開発・運用及びサービス提供やこれまで自社にて蓄積されたリアルテクノロジーの知見をDX領域へ展開するとともに不動産業界のみにかかわらず、他業界に対するDXコンサルティングサービスを提供しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は4億3百万円(前年同期比74.1%増)、営業利益は1億81百万円(前年同期比211.8%増)となりました。

PMプラットフォーム事業におきましては、AI・IoTなどのコアテクノロジーを活用した賃貸管理RPAシステム「Residence kit for PM」の導入により業務効率化されたPM業務を実施し、安定したストック収入の確保に努めてまいりました。

また、賃貸住宅のIoTプラットフォーム「Residence kit」の広告開始による知名度の向上により、賃貸住宅におけるIoT化の提案からの管理受託による管理戸数増加、家賃保証等のインシチュアランスサービスの提供及びメンテナンス領域への事業領域拡大等による持続的な収益基盤の拡大に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は31億14百万円(前年同期比12.7%増)、営業利益は11億70百万円(前年同期比31.6%増)となりました。

不動産コンサルティング事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による宿泊需要の継続的な落ち込みの影響を受け、スマートホテルに関しては依然として低い稼働率となっているものの、一方で、不動産投資マーケットプレイス「income club」を新たに開始し、用地仕入れを再開するなど今後の収益基盤の安定化に向けた取り組みを開始いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5億80百万円(前年同期比81.6%減)、営業損失は83百万円(前年同期は4億73百万円の営業損失)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は122,520千円であり、その主なものは自社保有の収益物件に関するもの119,418千円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は仕入資金及び収益物件の購入資金等であり、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末の借入金残高は367,069千円であります。

また、当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額900,000千円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、「住まいのテクノロジーで、世界を変える。」という新しい経営理念のもと、AI・IoT等の先端技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）による不動産領域の様々なサービスを通じて多様化する生活スタイルに相応しい利便性の高いサービスを提供していくことで、経営理念を実現すべく事業展開を行ってまいります。

当社グループがこれまで培ってきたリアル領域とテック領域のノウハウをベースとし、リアル×テクノロジーの知見をDX領域へと展開し企業価値の向上を目指すものであります。

①コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の透明性・客観性の確保のため、コーポレートガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るとともに、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離することで、経営の透明性・客観性の向上を図ってまいります。

また、指名・報酬委員会の設置により、取締役の報酬額についての客観性・透明性を高めるとともに、取締役会の実効性について、各取締役へのヒアリング等を通じて分析・評価を行っております。

②コンプライアンス・リスク管理体制の強化

当社グループは、コンプライアンス・リスク管理体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を統括するコンプライアンス統括本部を設置し、コンプライアンス委員会の実効性を確保するとともに、取締役会、監査等委員会、内部監査室とも連携し、コンプライアンス・リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、コンプライアンス統括本部内に事務課を設置することによる営業社員とは独立した部署での顧客との契約適合性の厳格な審査を行うとともに、内部通報制度の充実などにも引き続き取り組んでまいります。

③IT人材の確保と育成

当社グループの持続的企業価値向上の実現に向けて、優秀なIT人材を採用し、さらなるDX体制を加速することが重要であると認識しております。

また、積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やDX教育研修等を進めてまいります。

④PM（賃貸管理）プラットフォーム事業の拡大

当社グループは、自社開発したIoTの強みと賃貸住宅販売の双方を通じて管理受託を強化することにより、IoT賃貸住宅管理戸数をさらに拡大すると同時に、自社物件のIoT導入シェアの向上を図ってまいります。また、株式会社TABICTにおけるメンテナンス事業及び株式会社サナスにおける保証サービスの受託も強化してまいります。

加えて、上記の施策の中で、自社開発した賃貸管理RPAシステム「Residence kit for PM」の導入によりPMプラットフォーム事業のコスト構造を改革し、収益力をアップしてまいります。

従来からの当社の強みである自社開発したIoTについては、賃貸住宅向けIoT商品の販売を強化してまいります。入居者様へのコンシェルジュサービスの提供とオーナー様へのIoT付加価値による賃料アップのメリットを提供してまいります。

⑤今後の不動産コンサルティング事業の拡充

当社グループは、不動産マーケットプレイス「income club」を新たに開始し、今後の収益基盤の安定化に向けた取り組みを強化するとともに、不動産投資マーケットをさらに活性化すべく、テクノロジーを活用した、新たなマーケットプレイスを構築してまいります。

⑥技術革新への対応

当社グループは、これまでIT技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりましたが、ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

⑦システムトラブルへの対応

当社グループの事業のコアは、ITの技術であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合は、当社グループの営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、自社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。

5. 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 (当連結会計年度) 第16期
売上高	79,149,341千円	18,828,288千円	6,147,103千円	4,090,555千円
経常利益又は経常損失(△)	507,749千円	△10,122,698千円	△694,379千円	355,050千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	821,881千円	△14,536,662千円	△1,007,325千円	373,913千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	9.70円	△163.11円	△11.14円	4.12円
総資産	32,445,011千円	12,290,799千円	9,376,073千円	9,905,464千円
純資産	22,881,489千円	8,227,844千円	7,235,439千円	7,527,251千円
1株当たり純資産額	256.28円	91.24円	79.40円	82.95円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第14期の期首から適用しており、第13期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 (当期) 第16期
売上高	77,391,639千円	17,806,792千円	5,706,310千円	3,677,754千円
経常利益又は経常損失(△)	298,880千円	△9,235,683千円	△188,457千円	281,186千円
当期純利益又は当期純損失(△)	837,956千円	△14,243,839千円	△1,073,916千円	290,530千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	9.89円	△159.82円	△11.88円	3.20円
総資産	31,714,480千円	12,719,225千円	9,678,966千円	9,691,471千円
純資産	22,748,461千円	8,526,309千円	7,461,918千円	7,672,634千円
1株当たり純資産額	256.25円	94.55円	81.88円	84.56円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第14期の期首から適用しており、第13期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Residence kit	255,000千円	100.00%	IoT機器の開発、製造及び販売
株式会社TABICT	10,000千円	100.00%	宿泊施設運用サービス メンテナンス事業
株式会社サナス	10,000千円	100.00%	保証事業
株式会社income club	40,000千円	100.00%	income club事業
株式会社アイ・ディー・シー	30,000千円	100.00%	不動産開発事業、賃貸不動産管理業

7. 主要な事業内容

当社グループにおいては、ストックビジネスであるAI・IoT事業、PMプラットフォーム事業及びフロービジネスである不動産コンサルティング事業を行っております。

具体的な事業内容は、主として以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
AI・IoT事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI・IoT開発販売、及び導入支援サービス ・ DX総合支援サービス
PMプラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI・IoTを活用したPMプラットフォーム
不動産コンサルティング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産コンサルティング及び企画開発 ・ income clubの開発・運営

8. 主要な営業所

当 社：本社（東京）、福岡支店、大阪支店、名古屋支店、仙台支店

子会社：株式会社Residence kit（東京）、株式会社TABICT（東京）、株式会社サナス（東京）、株式会社income club（東京）、株式会社アイ・ディー・シー（大阪）

9. 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
169 [62] 名	13 名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
137 [31] 名	4 名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	88,100千円
株式会社三井住友銀行	63,190千円
株式会社関西みらい銀行	41,029千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額900,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 282,464,000株
2. 発行済株式の総数 91,127,000株
3. 株主数 26,963名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
古 木 大 咲	39,950,000 株	44.20 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,631,200 株	6.23 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	3,449,600 株	3.81 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,484,000 株	2.74 %
石 井 啓 子	2,091,000 株	2.31 %
ケイアイスター不動産株式会社	1,710,000 株	1.89 %
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,181,000 株	1.30 %
公益財団法人石井育英会	1,161,900 株	1.28 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	735,472 株	0.81 %
大 城 崇 聡	650,000 株	0.71 %

(注) 1. 当社は、自己株式761,600株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てております。

5. その他株式に関する重要な事項

2021年5月13日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

①取得株式数

普通株式761,600株

②取得価額の総額

199,990,500円

③取得期間

2021年5月17日から同年6月16日

④取得方法

取引一任契約に基づく市場買付

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第3回新株予約権
決議年月日	2021年7月16日
新株予約権の数	716,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 716,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 22.03円
新株予約権の行使価額	新株予約権1個あたり 222円
権利行使期間	2023年4月1日から 2026年3月31日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社取締役(監査等委員を除く) 3名 当社使用人 23名

(注) 権利行使の条件については、当社及び当該当事者間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
古木大咲	代表取締役	CEO 株式会社Residence kit 取締役 株式会社TABICT 取締役 株式会社サナス 取締役 一般社団法人DX不動産推進協会 代表理事
松園勝喜	取締役	執行役員CTO 株式会社Residence kit 代表取締役 株式会社TABICT 取締役 株式会社アイ・ディー・シー 取締役 一般社団法人DX不動産推進協会 理事
藤本一之	取締役	執行役員CCO 株式会社サナス 取締役 株式会社income club 取締役
鈴木良和	取締役(監査等委員)	シティユーワ法律事務所 パートナー 株式会社ゼロ 社外監査役 株式会社東日本銀行 社外監査役
石塚克信	取締役(監査等委員)	
浅田浩	取締役(監査等委員)	株式会社アースーズ・チーム 代表取締役 株式会社FJキャピタル 代表取締役 株式会社フィット 取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)鈴木良和氏、石塚克信氏及び浅田浩氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役(監査等委員)鈴木良和氏、石塚克信氏及び浅田浩氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	安井慎二	CFO兼経営管理本部長
執行役員	安田博一	income club事業本部長
執行役員	小野寺浩太	社長室長

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役員及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、業績連動報酬等や非金銭報酬等はなく、基本報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内において算出しております。2017年3月23日開催の第11回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬額は年額500,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額50,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は1名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の額または算定方法の決定については、株主総会決議による報酬等の総額の範囲内において、取締役会の決議により指名・報酬委員会に委任して決定するものとします。

指名・報酬委員会は、3名以上で、その過半数を独立社外取締役で構成し、委員長をその独立社外取締役である委員の中から指名・報酬委員会の決議によって選定するものとします。

なお、当社は取締役の各個人の経営能力、業績及び貢献度等、報酬等の額の算定に必要な情報を、指名・報酬委員会に適切に提供しております。

④当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会における上記の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	60,000	60,000	—	—	2
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,600 (18,600)	18,600 (18,600)	—	—	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名、監査等委員である取締役3名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名が存在していることによるものであります。

4. 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 (監査等委員) 鈴木良和氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、株式会社ゼ口の社外監査役、株式会社東日本銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに各社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役 (監査等委員) 石塚克信氏は、重要な兼職はありません。

社外取締役 (監査等委員) 浅田浩氏は、株式会社アーサーズ・チームの代表取締役、株式会社FJキャピタルの代表取締役、株式会社フィットの取締役を兼務しております。当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査等委員会への出席状況	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	鈴木良和	当事業年度開催の取締役会 19回中19回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中13回出席	弁護士としての豊富な知識と経験から、取締役会及び監査等委員会の議案審議における意思決定に際し、特に遵法性に関する助言や提言を適宜行っています。上記の助言等は当社のガバナンスの維持・強化に貢献しています。
	石塚克信	当事業年度開催の取締役会 19回中19回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中13回出席	長年にわたる警察官としての豊富な経験から取締役会及び監査等委員会の議案審議に際し、民間企業とは違う視点からの助言・提言を適宜行っています。上記の助言等は当社の適法性の維持・確保に貢献しています。
	浅田浩	当事業年度開催の取締役会 19回中19回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中13回出席	企業経営や不動産業界に関する豊富な知識と経験から、取締役会及び監査等委員会の議案審議に際し当社の置かれた状況を的確に捉えた助言や提言を行っています。上記の助言等は当社事業の先進性の維持・強化に貢献しています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	監査法人ハイビスカス
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	21,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨と解任の理由について、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、当社及び子会社の取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスがすべての企業活動の基本であることを徹底する。
 - ② 「コンプライアンス基本方針」において、コンプライアンスを「法令等を守り、社会からの要請に適合した企業活動を営むこと」と定義し、また、コンプライアンス担当役員が所管するコンプライアンス統括本部を中心に、コンプライアンス体制の維持向上を図る。
 - ③ コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、委員会活動等を通じて、当社グループのコンプライアンスに係わる全体の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。
 - ④ 内部通報制度として、社員からの通報、相談対応窓口を社内及び社外専門会社に設置する他、顧客及び取引先等の当社外の関係者が通報等を行える独立通報窓口であるRobot Homeグループコンプライアンスラインを社外に設置し、問題の早期発見、未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ⑤ 使用人の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室長は、必要に応じて監査等委員、監査法人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括する。
 - ② コンプライアンス委員会において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。
 - ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ② 取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達する。
 - ③ 日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、統一された経営理念のもと、個々の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に沿って子会社の管理については経営管理本部が行い、監査については内部監査室等が行う。
 - ② 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とする。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は監査等委員会事務局においてこれを補助する。なお、監査等委員会事務局を内部監査室が兼務する。また、内部監査室が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示・命令は受けないこととする。なお、内部監査部門の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査等委員との事前協議を要するものとする。
- (7) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。
 - ② 当社取締役（監査等委員を除く）、子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ③ 当社取締役（監査等委員を除く）、子会社の取締役及び使用人は、監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ④ 監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また当社は、監査業務に係る費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。
- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。
- ② 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室長及び会計監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。
- (10) 反社会的勢力排除のための体制
 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案が発生した場合は、組織的に対処できる体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
 取締役会を19回開催し、法令や定款に定める事項及び経営上重要な事項に関する意思決定のほか、取締役の職務の執行の監督等を行いました。
 また、当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
- (2) 監査等委員会に関する運用状況
- ① 監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、取締役等から業務執行の状況の報告を受けています。また、審議事項については必要に応じて意見を述べるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。

- ② 監査等委員長はコンプライアンス委員会に委員として出席し、審議事項については必要に応じて意見を述べるとともに、その内容について監督を行っています。出席後、監査等委員会にてコンプライアンス委員会の議事内容を報告、意見交換をすることで効果的に不正等の各種リスクについて監視、検証を行っています。
- ③ 監査等委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、実査に同行し、会計監査人の品質管理体制の確認、及び財務報告に係る内部統制への対応状況について監視、検証を行っています。
- ④ 監査等委員会は内部監査室が実施する内部監査等に関する報告を聴取するとともに、拠点往査に同行し、各拠点の業務運営状況の適正性について巡視、検証を行っています。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大に備えた企業体質の維持・強化を図りつつ継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記の企業方針及び当期の業績を総合的に勘案し、当連結会計年度につきましては、1株当たり金1円、翌連結会計年度の配当につきましては、1株当たり年間金2円を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額
科目		金額
流動資産		8,015,963
現金及び預金		4,648,242
売掛金		461,314
商品及び製品		20,497
販売用不動産		2,714,259
仕掛販売用不動産		59,351
貯蔵品		4,602
その他		249,149
貸倒引当金		△141,453
固定資産		1,889,500
有形固定資産		270,394
建物		180,199
機械装置及び運搬具		14,551
建設仮勘定		291
土地		63,796
リース資産		7,957
その他		3,598
無形固定資産		292,885
のれん		260,107
その他		32,778
投資その他の資産		1,326,220
投資有価証券		1,022,503
繰延税金資産		68,517
その他		235,200
資産合計		9,905,464

負債の部		金額
科目		金額
流動負債		2,010,855
買掛金		80,435
1年内返済予定の長期借入金		48,709
未払法人税等		34,313
預り金		890,394
賞与引当金		36,620
資産除去債務		27,797
債務保証損失引当金		556,638
その他		335,947
固定負債		367,357
長期借入金		318,360
資産除去債務		17,985
その他		31,011
負債合計		2,378,212
純資産の部		
株主資本		7,419,958
資本金		10,000
資本剰余金		7,460,469
利益剰余金		149,478
自己株式		△199,990
その他の包括利益累計額		76,163
その他有価証券評価差額金		76,163
新株予約権		31,129
純資産合計		7,527,251
負債・純資産合計		9,905,464

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,090,555
売 上 原 価		1,727,308
売 上 総 利 益		2,363,247
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,063,259
営 業 利 益		299,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	774	
受 取 配 当 金	5,025	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	42,707	
そ の 他	11,236	59,744
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,012	
支 払 手 数 料	2,000	
為 替 差 損	898	
そ の 他	669	4,681
経 常 利 益		355,050
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	19	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,641	
新 株 予 約 権 戻 入 益	220	7,880
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	103	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40,646	40,750
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		322,180
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,916	
法 人 税 等 調 整 額	△87,649	△51,733
当 期 純 利 益		373,913
親会社株主に帰属する当期純利益		373,913

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	7,296,022	7,202,210	△7,252,197	—	7,246,035
連結会計年度中の変動額					
減 資	△7,286,022	7,286,022			—
欠 損 補 填		△7,027,763	7,027,763		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			373,913		373,913
自己株式の取得				△199,990	△199,990
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	△7,286,022	258,259	7,401,676	△199,990	173,922
2021年12月31日残高	10,000	7,460,469	149,478	△199,990	7,419,958

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年1月1日残高	△12,881	2,286	△10,595	—	7,235,439
連結会計年度中の変動額					
減 資					—
欠 損 補 填					—
親会社株主に帰属する 当期純利益					373,913
自己株式の取得					△199,990
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	89,045	△2,286	86,758	31,129	117,888
連結会計年度中の変動額合計	89,045	△2,286	86,758	31,129	291,811
2021年12月31日残高	76,163	—	76,163	31,129	7,527,251

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額
科目		
流動資産		7,717,948
現金及び預金		3,941,530
売掛金		430,671
販売用不動産		2,717,881
仕掛販売用不動産		59,351
貯蔵品		4,602
前渡金		8,140
前払費用		49,350
関係会社短期貸付金		500,000
その他		29,044
貸倒引当金		△22,624
固定資産		1,973,522
有形固定資産		182,933
建物		116,407
その他		66,526
無形固定資産		32,621
その他		32,621
投資その他の資産		1,757,967
投資有価証券		1,023,971
関係会社株式		491,895
繰延税金資産		35,916
出資金		830
その他		205,354
資産合計		9,691,471

負債の部		金額
科目		
流動負債		1,274,811
買掛金		50,267
未払金		238,863
未払費用		17,173
未払法人税等		13,154
未払消費税等		33,130
前受金		5,136
預り金		855,886
賞与引当金		32,290
リース債務		1,111
資産除去債務		27,797
固定負債		744,025
リース債務		4,017
資産除去債務		9,589
関係会社事業損失引当金		730,418
負債合計		2,018,836
純資産の部		
株主資本		7,565,340
資本金		10,000
資本剰余金		7,464,800
資本準備金		7,206,540
その他資本剰余金		258,259
利益剰余金		290,530
利益準備金		14,482
その他利益剰余金		276,048
繰越利益剰余金		276,048
自己株式		△199,990
評価・換算差額等		76,163
その他有価証券評価差額金		76,163
新株予約権		31,129
純資産合計		7,672,634
負債・純資産合計		9,691,471

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,677,754
売 上 原 価		1,780,222
売 上 総 利 益		1,897,531
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,726,081
営 業 利 益		171,449
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26,603	
受 取 配 当 金	5,010	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	42,707	
受 取 出 向 料	26,815	
業 務 受 託 料	11,406	
そ の 他	3,126	115,669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,163	
支 払 手 数 料	2,000	
為 替 差 損	669	5,933
経 常 利 益		281,186
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,641	
新 株 予 約 権 戻 入 益	220	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	4,712	12,574
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40,646	
関 係 会 社 整 理 損	28,531	69,178
税 引 前 当 期 純 利 益		224,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,244	
法 人 税 等 調 整 額	△76,193	△65,948
当 期 純 利 益		290,530

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年1月1日残高	7,296,022	7,206,540	—	7,206,540	14,482	△7,042,245	△7,027,763
事業年度中の変動額							
減 資	△7,286,022		7,286,022	7,286,022			—
欠 損 填 補			△7,027,763	△7,027,763		7,027,763	7,027,763
当 期 純 利 益				—		290,530	290,530
自己株式の取得				—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				—			—
事業年度中の変動額合計	△7,286,022	—	258,259	258,259	—	7,318,293	7,318,293
2021年12月31日残高	10,000	7,206,540	258,259	7,464,800	14,482	276,048	290,530

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年1月1日残高	—	7,474,800	△12,881	△12,881	—	7,461,918
事業年度中の変動額						
減 資		—				—
欠 損 填 補		—				—
当 期 純 利 益		290,530				290,530
自己株式の取得	△199,990	△199,990				△199,990
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		—	89,045	89,045	31,129	120,175
事業年度中の変動額合計	△199,990	90,540	89,045	89,045	31,129	210,715
2021年12月31日残高	△199,990	7,565,340	76,163	76,163	31,129	7,672,634

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社 Robot Home
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 阿 部 海 輔指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 森 崎 恆 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 Robot Home (旧会社名 株式会社 T A T E R U) の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Robot Home (旧会社名 株式会社 T A T E R U) 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社 Robot Home
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部海輔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森崎恆平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Robot Home（旧会社名株式会社 T A T E R U）の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、過年度に判明しました「従業員による融資審査書類の改ざん、及びこれに類する融資申請手続の不正行為」につきましては、特別調査委員会からの提言を含む再発防止策の実施状況を確認・検証し、一定の評価を下しております。しかし、監査等委員会としては、引き続き再発防止策を含む法令遵守体制の運用、継続的改善が取り込まれるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社Robot Home 監査等委員会

監査等委員 鈴木 良和 ㊞

監査等委員 石塚 克信 ㊞

監査等委員 浅田 浩 ㊞

(注) 監査等委員 鈴木良和、石塚克信及び浅田浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

連合会館 2階 大会議室(203・204会議室)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番11号

開始日時

2022年3月29日(火)午後2時開始 / 受付:午後1時30分開始



●地下鉄

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」
B3出口 (徒歩0分)

東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」
B3出口 (B3出口まで徒歩5分)

都営地下鉄新宿線「小川町駅」
B3出口 (B3出口まで徒歩3分)

※B3a・B3b出口は、違う方向へ出ますのでご注意ください。

●JR

JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」
聖橋口から徒歩5分



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。